はしがき

この環境白書は、福井県環境基本条例第12条の規定に基づき、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするものです。

（参考）　福井県環境基本条例

（環境白書）

第12条　知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。